行　　政　　法　　（50 点）

Ｘが経営するレストランを令和３年７月 20 日頃に利用した十数人が食中毒の症状を示し、Ｙ県Ｐ保健所が調査したところ、Ｘが提供した海鮮丼が原因であることが判明した。そこでＰ保健所長はＸに対して、14 日間の営業停止処分（以下「本件処分」という）を行った。その命令書には、

「不衛生な食品が販売されて食中毒が発生したため、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第６条の違反により同法第 60 条の規定に基づき、令和３年７月 28 日から令和３年８月 10 日まで 14 日間営業の停止を命ずる。」

と記載されていた。Ｙ県では「食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領」が定められて公表されており、本件処分はこれに従って行われた。

その後、同様の症例が広範囲に見られることがわかり、これらの症例の共通の食材にウイルスが付着していたことが食中毒の原因であることが判明した。この食材の製造業者は、Ｘに対して、出荷前の衛生管理に問題があったためにウイルスが付着したと考えられるとして謝罪し補償に対応する旨の顛末書を送付した。Ｘは、令和３年９月 10 日にＰ保健所長に対して顛末書を提出し、本件処分の取消しを求めた。しかしＰ保健所長は、すでに営業停止期間の経過によりレストランを営業できる状態になっていること、Ｙ県においては原因食品・施設が十分に特定できない場合でも危害の拡大防止のため積極的に営業停止処分を行う方針をとっていることを理由に、取消しを拒否した。そこでＸは、令和３年 10 月１日に、本件処分の取消訴訟を提起した。

問１　Ｘは、本件処分の取消しを求める訴えの利益を有するか。

問２　本件処分の取消訴訟において、Ｘはどのような違法事由の主張をすべきか。なお、解答に当たっては、当該訴訟が適法であることを前提にしなさい。

【参照条文】

〇食品衛生法（抄）

第六条　次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一～二　（略）

三　病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。

四　（略）

第六十条　都道府県知事は、営業者が第六条...の規定に違反した場合、...第五十五条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

②　（略）

【Ｙ県食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領（抄）】

8 営業施設に対する命令

（1）営業許可の取消し、営業の禁止、営業の停止

違反内容が確定したときは、【別表第 2】により処分の内容を決定する。

【別表第 2】

違反条項　第６条

条文内容　不衛生な食品又は添加物の販売等の禁止

適用条項　第 59 条、第 60 条

違反状況及び処分内容

①　人体に危害を与えなかった場合

・違反内容が軽微であって危害発生のおそれのない場合　営業の停止（１～３日）

・違反内容が悪質又は危害発生のおそれのある場合　営業の停止（２日以上）、営業の禁止

②　人体に危害を与えた場合

・危害の拡大のおそれのない場合　営業の停止（１日以上）

・違反内容が悪質又は危害の拡大のおそれのある場合　営業の停止（４日以上）、営業の禁止

③　１年以内に再度犯した場合

・危害発生・拡大のおそれのない場合　営業の停止（７日以上）、営業の禁止

・違反内容が悪質又は危害発生・拡大のおそれのある場合　営業の停止（10 日以上）、営業の禁止